

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに県、市町村、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 環境の保全は、県民が健全で豊かな環境の恵沢を享受するとともに、この環境が将来にわたって維持されるよう適切に行われなければならない。

- 2 環境の保全は、すべてのものの適切な役割分担の下、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築することを目的として、自主的かつ積極的に行われなければならない。
- 3 環境の保全は、地域の環境が地球環境と深くかかわっていることにかんがみ、すべての事業活動及び日常生活において地球環境の保全に資するよう行われなければならない。

（設置）

第25条 環境基本法（平成5年法律第91号）第43条第1項及び自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第51条第1項の規定による審議会その他の合議制の機関として、長野県環境審議会（以下この章において「審議会」という。）を置く。

追加〔平成11年条例45号〕

（組織）

第26条 審議会は、委員30人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験者等のうちから知事が任命する。
- 一部改正〔平成11年条例45号〕

（任期）

第27条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

一部改正〔平成11年条例45号〕

（会長）

第28条 審議会に会長を置き、委員が互選する。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員が、その職務を代理する。

一部改正〔平成11年条例45号〕

（特別委員及び専門委員）

第29条 審議会に、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

- 2 審議会に、専門の事項を調査するため必要があるときは、専門委員を置くことができる。
- 3 特別委員及び専門委員は、学識経験者等のうちから知事が任命する。
- 4 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したとき、専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

追加〔平成11年条例45号〕

（会議）

第30条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員及び議事に関係のある特別委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことがで

きない。

3. 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある特別委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

一部改正〔平成11年条例45号〕

(幹事)

第32条 審議会に、必要があるときは、幹事を置くことができる。

- 2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから知事が任命する。

- 3 幹事は、審議会の所掌事務について、委員、特別委員及び専門委員を補佐する。

一部改正〔平成11年条例45号〕

(補則)

第33条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、知事が定める。

一部改正〔平成11年条例45号〕